

滋賀県民のみならず

給付金等	ひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したひとり親世帯等の申請に基づき、基本給付(1世帯に5万円、第2子以降1人につき3万円)の支給および再支給を行います。申請受付:令和3年2月28日まで	各市町	
	業務や通勤などで発症	労災保険給付	平均賃金の80%補償 業務や通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものと認められる場合に、労災保険給付の対象となります。	各労働基準監督署 (大津・彦根・東近江)	
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当の支給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方で、新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。	各市町	
	休業手当を受けることができない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の8割(月額上限11,000円) 主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業実績に応じて支給します。 ①令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ②その休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない方	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276	
	大学等の学費などの支援	授業料等の減免・給付型奨学金の支給	住民税非課税世帯および準ずる世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により学費等の支援が必要となった場合に、授業料等の減免・給付型奨学金の支給の対象となります。	各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301	
	文化芸術活動への支援	文化芸術公演支援事業	施設使用料の1/2 感染拡大予防ガイドラインを遵守しながら、県内文化施設で文化芸術公演を実施した利用者に対して施設使用料の1/2を支援します。申請期間:令和3年3月3日まで	「文化芸術公演支援事業」事務局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団 内) ☎077-523-7133	
貸付	休業・失業等で生活資金に不安生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け 総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	20万円以内 措置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 措置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内	受付期間:令和3年3月31日まで 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。	各市町社会福祉協議会 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
	大学等の学費などの貸付	貸与型奨学金の貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し学費等の支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となります。	各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301	
住居	収入減で家賃が払えない住むところがなくなった	住居確保給付金の支給	離職、自営業の廃止、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間、給付金を支給します。	市にお住まいの方 各市 町にお住まいの方 県健康福祉事務所	
	住むところがなくなった	県営住宅での一時的な受け入れ	新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅を6カ月間(最長1年間)提供します。	県庁 土木交通部住宅課 公営住宅管理係 ☎077-528-4234	
猶予等	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ滞り金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります。令和3年2月1日までに納期限が到来する県税が対象で、申請期限は2月1日です。	各県税事務所	
	国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料(税)が払えない	国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予が認められる場合があります。	各市町	
	介護保険料が払えない	介護保険料の減免や納付の猶予	世帯の世帯主維持者の収入減少など一定の要件に該当する方は、介護保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。	各市町	
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除や納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っての方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町または各年金事務所	
	大阪ガス(株)のガス料金または電気料金が払えない	大阪ガス(株)の特別措置支払期限日の延長	詳細については、大阪ガス(株)にお問い合わせください。	☎0120-078-071	
	関西電力(株)の電気料金またはガス料金が払えない	関西電力(株)の特別措置支払期日の延長	詳細については、関西電力(株)にお問い合わせください。	電気料金について ☎0800-777-8810 ガス料金について ☎0800-777-7109	
	水道料金が払えない	水道料金の支払猶予	詳細については各市町等水道事業者にお問い合わせください。	各市町等水道事業者	

県内事業者のみならず

協力金・給付金・助成金	売上が前年比半減	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者以下の範囲内で給付金を支給します。 法人:上限200万円 個人事業主:上限100万円 受付期間:5月1日~令和3年2月15日	※1月31日までに書類の提出期限延長の申し込みが必要です。 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	一定の売上減少要件を満たす事業者以下の範囲内で給付金を支給します。 法人:上限600万円 個人事業主:上限300万円 受付期間 7月14日~令和3年2月15日	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
	販路開拓に取り組みたい	小規模事業者持続化補助金(一般型)	小規模事業者が行う販路開拓等の取組を支援します。補助率3分の2・原則最大50万円までを補助、事業再開枠としての最大50万円を定額補助	各商工会・商工会議所
	感染症対策を進めたい	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業等	感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。	滋賀県新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター ☎0570-085-441
		地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金	公共交通事業者(鉄道、バス、タクシー、船舶)が感染拡大防止対策を実施しながら、運行を維持する場合、その経費に対して補助金を交付します。	滋賀県土木交通部交通戦略推進課 ☎077-528-3680
	テレワークを導入したい、BCPを作成したい	専門家派遣事業	テレワーク導入およびBCP作成のための専門家派遣にかかる経費の3/4を県が補助します。 事業実施期間 令和3年2月28日まで	(公財)滋賀県産業支援プラザ ☎077-511-1413
	雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	以下の滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンターまたは滋賀労働局雇用調整助成金センターにお問合せください。 滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンター ☎077-526-8687
		滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンター	上記の雇用調整助成金について、電話または事業所への訪問により、労務管理の専門家である社会保険労務士が書類の書き方や必要書類等、申請に係る相談対応やアドバイスを行います。	滋賀労働局雇用調整助成金センター ☎077-526-5456
		滋賀労働局雇用調整助成金センター	上記の雇用調整助成金について、相談と支給申請の受付を行います。	滋賀労働局雇用調整助成金センター ☎077-526-5456
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(月額上限11,000円)を、休業実績に応じて支給します。 ①令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ②その休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない方	※労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
子世帯で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	令和2年2月27日から令和3年2月28日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 令和2年2月27日から3月31日までの休暇分:1日あたり上限 8,330円 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休暇分:1日あたり上限15,000円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999	
子世帯で自分が休業	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向向け)	令和2年2月27日から令和3年2月28日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった一定の条件を満たす個人事業主またはフリーランスの保護者へ支援金を支給します。 令和2年2月27日から3月31日までの就業ができなかった日:1日あたり上限4,100円 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの就業ができなかった日:1日あたり上限7,500円	☎0120-60-3999	
肉用牛生産農家	肉用牛肥育経営安定交付金および上乗せ支援	国の肉用牛肥育経営安定交付金制度において、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割が補てんされます。(交付金)補てんされない1割の4分の1について、県が支援します。(上乗せ支援)	(一社)滋賀県畜産振興協会 ☎0748-33-4345	
融資・貸付・支援	資金繰りのための融資を受けたい	滋賀県中小企業振興資金	【無利子融資】当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症対応資金」があります。	各商工会・商工会議所
		日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店(日本政策金融公庫 HP 参照)
		商工中金の危機対応融資	【無利子融資】当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店(商工中金 HP 参照)
	資金繰りにお困りの農林水産業者	農業者等への資金繰り支援	農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金等の農業制度資金に係る貸付利率の5年間実質無利子化、保証料の5年間免除、実質無担保化等の措置があります。	各JA(農業協同組合) 株式会社政策金融公庫等 ☎077-525-7195
経営の維持安定が困難になった農林水産業者	農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対して融資します。 ◆貸付上限額 一般:1,200万円以内、特認:年間経費等の12/12以内 ◆償還期間 3年以内 ◆償還期限 15年以内 ◆貸付利率 農業者・漁業者:融資当初5年間実質無利子 林業者:融資当初10年間実質無利子	株式会社政策金融公庫大津支店 〈農林水産事業〉 ☎077-525-7195	
水産課所管の制度融資を既に借入している水産業者のうち、新型コロナにより経営に影響が発生している方	水産金融対策費(滋賀県水産振興資金利子補給等補助金)	新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けている滋賀県水産振興資金既借入者の償還条件を緩和し、発生する利息および保証料を補助します。	滋賀県農水産部水産課水産振興係 ☎077-528-3873	
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた介護保険サービス事業	(独)福祉医療機構の融資	【無利子・無担保融資】無担保、かつ、当初5年間、無利子の「新型コロナウイルス対応支援資金」があります。	独立行政法人福祉医療機構 ☎03-3438-0403 フリーダイヤル0120-343-862	
猶予等	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ滞り金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります。令和3年2月1日までに納期限が到来する県税が対象で、申請期限は2月1日です。	各県税事務所
	税の申告が出来ない	県税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症のり患等の理由がある場合は、回復されたのち最大2か月間、申請により県税の申告期限を延長することができます。	各県税事務所
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料の納付猶予	厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。	各年金事務所
	大阪ガス(株)のガス料金または電気料金が払えない	大阪ガス(株)の特別措置支払期限日の延長	詳細については、大阪ガス(株)にお問い合わせください。	☎0120-078-071
	関西電力(株)の電気料金またはガス料金が払えない	関西電力(株)の特別措置支払期日の延長	詳細については、関西電力(株)にお問い合わせください。	電気料金について ☎0800-777-8810 ガス料金について ☎0800-777-7109
NHKの放送受信料負担を軽減したい	「持続化給付金」受給対象者を対象とした放送受信料の免除	「持続化給付金」の給付決定を受けた事業者が、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して契約している放送受信料について、2か月間の受信料免除を受けることができます。詳細については、日本放送協会(NHK)にお問い合わせください。	大津放送局(営業) 平日 午前10時~午後5時 ☎077-521-3083	
相談	経営や資金繰り等の支援全般の悩み	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています。 各商工会・商工会議所 金融相談ダイヤル ☎0120-156-811 (公財)滋賀県産業支援プラザ ☎077-511-1413 滋賀県よろず支援拠点 ☎077-511-1425	